

大口町告示第67号

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第17号）  
の一部を次のように改正する。

第2条見出しを「（補助対象事業及び補助金額）」に改め、同条各号列記以外の部分中「（以下「補助事業」という。）」を削り、「する」を「し、事業の内容及び補助金額は別表のとおりとする」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条第1項中「交付を受けた者」を「交付の決定を受けた者」に改め、同条第2項中「補助事業」を「前項による補助事業」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条中「4月3日」を「4月7日」に改め、同条を第9条とし、第11条から第13条を1条ずつ繰り上げる。

別表中「（第3条関係）」を「（第2条関係）」に改め、同表延長保育事業の項目補助金の額の欄中「国の負担割合を乗ずる以前の金額。」を「対象経費のうち人件費の金額」に改め、同表低年齢児途中入所円滑化事業の項目補助事業の内容の欄中「（平成26年7月17日付け26子支第229号愛知県健康福祉部長通知）」を「（平成21年7月2日付け21子支第351号愛知県健康福祉部長通知）」に改める。

様式第1中「第4条」を「第3条」に改める。

様式第2中「第6条」を「第5条」に改める。

様式第3及び様式第4中「第7条」を「第6条」に改める。

様式第5中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第6中「第11条」を「第10条」に改める。

### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。